

# 28. 岩倉市

各市町村長 様  
各市町村議會議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の大増税と社会保障制度改革推進法により「自助・共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、暮らしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【①】自治体の基本的あり方について

##### 企画財政課

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【回答】憲法、地方自治法などを踏まえ、住民が健康で文化的な生活を送ることができるよう施策の推進に努めてまいります。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】自治体として、地域と住民のニーズに応じたきめ細かな介護・福祉・医療施策を市単独事業としても実施しているところであり、今後とも社会保障サービスの充実に努めてまいります。

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

【回答】地域主権改革関連法による義務付け、枠付の見直しについては、住民サービス充実の視点で現行の基準を引き下げることがないよう努めてまいります。

##### 税務課

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】岩倉市では、平成23年度から滞納整理機構に参加し、職員1名を派遣しています。

機構に引継ぎを行った滞納事案については、岩倉市から派遣した職員が担当して実地に財産の調査や折衝を行っており、引継ぎを行った事案については岩倉市が責任を持って滞納整理を行っています。

滞納整理機構に引継ぎを行った事案については、正確な財産調査が行われ、担税能力のある方から納税が行われて滞納整理の推進に効果を挙げています。このことに加えて派遣された職員の滞納整理技術の向上にも成果を上げていることから、引き続き参加して職員を派遣していくよう考えています。

また、当市では、滞納整理にあたり、自主納付により完納に至ることができるよう相談に応じています。こうした中で対象になれば減免制度の手続きについてもお知らせし、納付方法の相談にも応じています。

#### 市民窓口課

### ★【2】福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えております。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】子ども医療費の無料化については、県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて、平成24年4月診療分から通院については小学校6年生までを中学校3年生までに拡大し、市単独事業で実施しております。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】平成24年4月診療分から自己負担の全額助成を精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者に市単独事業で実施しております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】県の制度を基本として実施していきたいと考えております。

ひとり暮らし非課税者については、市単独事業で実施しております。

#### 介護福祉課

### 【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1)介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】介護保険事業の健全な運営を前提に、サービス量などを踏まえて保険料や負担段階などは、介護保険事業計画の中で検討していきます。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度などの制度もありますが、低所得高齢者の状況は厳しいものと考えます。しかし、こうした制度は国が責任を持って行うものと考えますので、機会あるごとに要望していきたいと思います。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】②に同じ

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】事業の実施にあたっては、十分に検討いたします。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】第5期介護保険計画の中で特別養護老人ホーム80床の整備を盛り込みました。なお、低所得者の方が施設に入所した場合には、特定入所者介護サービス費により負担軽減が図られています。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】市域が狭いという状況から、センターの増設は考えていません。体制強化のため平成24年度に社会福祉士1名の増員を行いました。本市は社会福祉協議会に委託しており、社会福祉協議会の職員給与は市の待遇に準じています。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】介護労働者の賃金・労働条件の改善は、国の対策が必要と考えますので、機会あるごとに要望していきたいと考えます。

## (2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】新聞店、給食サービスによる見守りを実施しています。生活支援施策については、ひとり暮らし高齢者で介護サービスを受けていらっしゃらない方や、基本チェックリストの結果から対応が必要と判定された方を対象に訪問調査を行い、必要なサービスについて検討できるよう対応しています。(昨年と同一回答)

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】外出支援については、85歳以上の方、一部の障害者の方にタクシーチケットを配布し、基本料金と迎車料金を助成しています。(昨年と同一回答)

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】今後の課題として把握し、先進事例等を検証するなど、研究すべきと考えます。(昨年と同一回答)

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】バリアフリー住宅の公営整備は現在計画されていませんが、高齢者対応住宅への住み替えの際の引越し費用の助成や、高齢者居住環境の改善のための住宅改善の費用の助成を行っています。(昨年と同一回答)

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】配食については、認定された方に毎夕(年末年始を除く)お届けしています。またこの制度は、調理費及び食材費部分以外の費用を助成している制度ですので、他の方法について研究する必要があると考えます。閉じこもり予防については設問アの回答と同様で、基本チェックリストの結果から対応が必要と判定された方を対象に訪問調査を行い、必要なサービスについて検討できるよう対応しました。(昨年と同一回答)

#### 税務課・介護福祉課

##### ★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】障害者控除は要支援2以上を対象にしています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】対象者全員に「障害者控除対象者認定書」を郵送しています。

#### 市民窓口課

##### 2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】該当者に個別に申請書を送付しております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】愛知県後期高齢者医療広域連合と密に連携し、対応をしていきたいと考えております。

##### 3. 子育て支援などについて

#### 健康課

①妊娠婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】平成21年2月から妊娠健康診査の公費負担回数を14回に増やし現在は14回無料で受けられます。

#### 学校教育課

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下としてください。  
申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

【回答】当市では、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.1倍以下としております。基準額の見直しにつきましては、近隣市町の動向を踏まえた上で、対応をしていきたいと考えております。また、申請の受付は学校教育課で受け付けております。申請手続きにおきましては、民生委員の証明は必要とおりません。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】給食費の無償化につきましては、学校給食法第十一條の規定により、給食の施設・設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とする、と明記されております。よって、当市

では、原材料費のみ保護者の負担をお願いしております。なお、保護者負担の軽減に配慮するため、市の単独事業として義務教育課程内における第3子以降の給食費の無償化を実施しております

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【回答】平成24年4月1日から食品中の放射性物質の新たな基準値が設定され、より一層の食品の安全が確保されています。当市では、現在市場に流通しているものは安全であるとの認識をしています。その上で、市内、県内でとれる農産物をできる限り取り入れる地産地消に努めています。また、東日本の17都県産については、放射性物質検査結果を提出させ安全を確保しています。

#### 行政課

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答】妊産婦や高齢者を受入れる福祉避難所は、災害救助法に基づく救助においては、災害時要援護者に対して特別な配慮をする避難所として位置づけられており、特別な配慮として介助員等の配置や、生活上の支援をするための資機材の整備等一定の条件を満たさなければならないとなっております。現在、指定している避難所の改善ですが、適宜必要な措置を講じ、また、災害時に妊産婦や高齢者等を受入れ可能な民間社会福祉施設等と協議し、対応してまいりたいと考えております。

#### 市民窓口課

### 4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】国民健康保険の財政は悪化し、市町村による運営は非常に厳しいものとなってきております。国民皆保険制度を維持するためにも、国民健康保険の財政的安定は重要であり、その広域化を図ることは必要なことですので、市長会を通じて国民健康保険制度の広域化を強く要望していきたいと考えております。

#### ★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】国保税率等の改正は、国保財政の動向を見据え、安定化を図ったうえで判断するものと考えます。減免については、所得の減少、長期療養、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしています。基準は県下の状況から低水準ではないと考えており、当面拡大する考えはありません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】国保税額(医療保険分)は所得割、資産割、均等割、平等割により決めております。均等割については、被保険者1名について額を定めており、公平性の点からも改正の考えはありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】前年度所得が市町村民税の基礎控除を超えない世帯は7割、前年度所得は33万円を超えるが世帯主を除く被保険者1人につき24万5千円を控除した額が33万円を超えない世帯は5割、被保険者1人につき35万円を控除した額が33万円を超えない世帯は2割の軽減措置をしておりますので、減免制度を拡大する考えはもっておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】所得の激変による減免については前年度所得が300万円以下で当該年度の見込額が前年の合計額に比較してそれぞれの基準により減免をしており、基準額の変更の考えは持っておりません。

### ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】本市においては、滞納者対策として平成12年度から短期被保険者証(6か月の有効期間)の交付を実施しており、特段の理由がなく、保険税を1年以上全く納付しない世帯を対象に交付しています。

この短期被保険者証が交付されている世帯で、さらに1年以上同じ状況が続く場合は資格証明書を交付するものとしております。(この場合、18歳年度末の被保険者に対しては6か月の短期保険証を交付)

いずれの場合も、一律的にではなく、対象となる被保険者と接触する機会を持ち、納付相談、納付指導を実施し、状況を把握したうえで判断しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

【回答】分納をしっかりと守って納付している世帯には、通常の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】国保税の滞納者については、納税相談や臨戸訪問をする中で、面談を通じて個々の状況を十分把握し、適切な対応をしながら国保税の徴収に努めておりますが、特段の理由がなく、一切納付に応じないなど全く誠意が認められない滞納者に対しては処分もやむを得ないものと考えております。

また、無保険者の把握は困難であると考えております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】一部負担金の減免については、所得の減少、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしており、当面拡大する考えはありません。なお、この制度に関しては、広報などで周知を行っています。

### 介護福祉課

#### 5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】低所得者に対しては減免をしており、市独自で利用者負担を無くすことは、考えておりません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間に支給してください。

【回答】利用者との話し合いの中で、必要と認められるものは時間制限なく、支給しています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】他市の状況を研究していきます。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めています。

#### 行政課

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】現在、市内 39 施設を避難所として指定しています。

本市としましては、愛知県条例(バリアフリーの一つの基準となる「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」)に基づき、平成6年以降に建設した避難所については適合した建物となっております。また、適合していない建物について今後、施設の建替えや改修工事をする際に適宜必要な措置をしていただくよう、お願いしていきたいと考えております。

#### 行政課・介護福祉課

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答】今後、災害時に障がい者・児、高齢者を受入れ可能な民間社会福祉施設等と協議し、対応してまいりたいと考えております。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えしてください。

【回答】既に区防災会と情報共有しております、今年度は民生委員とも情報共有化を図りました。広域での情報共有化については今後検討します。(今年度新規回答)

#### 市民窓口課・健康課

#### 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】(市民窓口課)特定健診につきましては、自己負担金は無料となっています。

また、集団健診で実施していますので、8月中旬から 10 月中旬までの 30 日間となります。

(健康課)歯周疾患検診については、集団方式で無料実施しています。また、平成 23 年度から糖尿病予備群に対して糖尿病予防歯科健康診査を個別方式で無料実施しています。がん検診については、委託料の 30% 程度の自己負担金をお願いしておりますが、平成 23 年度より低所得者については無料で実施しております。なお、国のクーポン検診事業による節目の年齢の対象者となる乳がん、子宮頸がん検診の対象者に対しては無料で実施しております。

## 健康課

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】現在 25 歳から 39 歳の住民に対しては健診費用の3割相当額(2,500 円)で実施しています。

## 健康課

### 7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

【回答】ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種については、接種費用のおおむね3分の2を市が助成して実施しております。なお、低所得者については全額市が助成して実施しています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】高齢者肺炎球菌ワクチン接種については、平成 23 年度より助成制度を設けています。水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種の公費負担については、近隣の状況を見ながら今後の課題とさせていただきます。

## 介護福祉課

### 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護法第4条を遵守し、適正に実施しています。(別紙①)

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】増員の必要性は認識しております。今後、人事当局と十分に協議していきます。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

【回答】警察官 OB の配置はしていません。

## 【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

## 企画財政課

①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

【回答】社会保障・税一体改革関連法といわれ、8月 10 日に成立した法律のうち、「(略)消費税法の一部を改正する等の法律」のみが、クローズアップされていますが、子ども・子育て支援、年金制度、地方税法、地方交付税法関連の重要な法案も同日に成立しています。「社会保障制度改革推進法」は、持続可能な社会保障制度の確立のため、年金、医療、介護、少子化対策に関する改革の基本方針などを定め、改革について審議する社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的、集中的に推進することとしています。この会議の議論をみんなで、注視していくことが、より良い制度改革につながっていくものと考えます。

これらの法律成立の背景には、例えば、現行制度での年金試算では、年代が下がれば

下がるほど、納める保険料より受け取る年金額が大きくマイナスとなります。これに象徴されるように、人口減少時代に突入し、雇用、家族・地域の変化に対応し、給付は高齢者世代、負担は現役世代中心という現行の社会保障制度を抜本的に見直す必要があるという社会風潮によるものと考えます。この財源として、消費税には、調達力、安定性、負担の公平性という特徴があります。社会保険料など勤労世代の負担が年々高まってきており、幅広く負担する消費税は、社会保障の安定財源として柱とされることは、一定、理解できます。平成26年4月の増税時には、簡素な給付措置も実施されることが多いですが、一時的な施策ではなく、逆効果だという学説もありますが、軽減税率、給付つき税額控除等の検討等、指摘される逆進性への配慮が必要であると思います。また、選挙制度改革、政治改革、行財政改革の推進も同時に進めていくことは、不可欠です。

少子高齢化、格差拡大への不安を背景に、社会保障と税の負担や給付の公平性、制度・運営の効率性、透明性の向上への要請があります。その課題として、複数機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることを確認する基盤がないことで生ずる様々な問題があります。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による、通称マイナンバー制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保する社会的基盤(インフラ)です。平成27年1月には、社会保障、税、防災の各分野から可能なところから利用開始が予定されます。

住民登録がない人への対応、医療・介護の総合合算制度、個人情報保護の観点等、様々な問題が指摘されます。新しい仕組みに対応するための初期費用として、税務システムの改修、番号通知・カード発行費用の発生があり、地方負担についても関連法令整備とともに注意し、よりよい制度設計、実行ができるよう努めていく必要があると考えています。

(陳情書の日付は、10月付けにされており、この時点での回答は、懇談日(10月23日)までに方向が変わることが予想されます。たとえば、社会保障制度改革国民会議は設置されているでしょうし、マイナンバーについても関係法令は審議中の状況です。)

#### 市民窓口課

②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

【回答】過去10年以内に納めていない国民年金の保険料を、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、納付することができる「年金確保支援法」が制定しました。また、6月26日に消費税の引上げを目的とした税制抜本改革法案とともに、年金機能強化法案(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案)及び年金一元化法案(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案)が衆議院で可決しました。新制度発足に向けて、今後の国の動向を見守っていきたい。

③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

【回答】今後の医療制度改革を見守り、要望すべきものについては市長会を通じて要望していきたいと考えております。

#### 介護福祉課

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

【回答】国庫負担については増額を望んでいますので、国に対しては機会あるごとに要望していきます。時間の変更については、市独自の変更は考えていません。

#### 市民窓口課・健康課

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】(市民窓口課)子ども医療費助成制度の創設等については、市長会を通じて、かねてから要望をしてきております。

(健康課)妊婦健康診査の国の補助金を継続するよう、市長会等を通じて国に対し要望しています。

#### 健康課

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答】岩倉市に公立病院はありませんが、地域医療の充実は必要なことと考えています。

#### 介護福祉課

⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

【回答】今後の制度改革を見守り、要望すべきものは市長会を通じて要望をしていきたいと考えています。

#### 健康課

⑧Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

【回答】任意予防接種の定期接種化については、国で現在、研究中であると聞いております。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### 市民窓口課

##### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えております。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】子ども医療費の無料化については、県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて、平成24年4月診療分から通院については小学校6年生までを中学校3年生までに拡大し、市単独事業で実施しております。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】平成24年4月診療分から自己負担の全額助成を精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者に市単独事業で実施しております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】県の制度を基本として実施していきたいと考えております。

ひとり暮らし非課税者については、市単独事業で実施しております。

## (2)県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

【回答】各福祉医療費助成制度の全体的なバランスを考慮したうえで、要望については検討したいと考えております。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】市として要望するものではないと考えております。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】機会をみて要望してまいります。

### 介護福祉課

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【回答】今後の制度改革を見守り、要望すべきものは市長会を通じて要望をしていきたいと考えています。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

【回答】拡充については、コロニー再編計画の中で専門的な医療機関として充実されるものと考えます。また、県東部地域への設置については、機会をみて要望してまいります。

### 健康課

⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

【回答】災害拠点病院がその機能を発揮できるよう施設整備や備蓄等に必要な費用も含め財政的な援助が必要であると考えます。

⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

【回答】県立病院が地域医療に果たす役割は大きいものであり、より一層充実の必要があると思います。

⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大増員を図ってください。

【回答】看護師が勤務しやすい環境の整備は必要なことと考えています。岩倉市では、看護師養成のため3市2町(岩倉市・犬山市。江南市・大口町・扶桑町)で尾北看護専門学校に対し運営費を補助しております。

#### 市民窓口課

#### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】公募枠については、広域連合議会において不採択となった請願でもあり、同じ趣旨の要望は差し控えたいと考えています。懇談会の公開については機会をみて要望してまいります。

以上